

令和7年第29回公安委員会会議録

日時	12月4日(木曜日)	自午後 1時30分 至午後 3時45分	場所	公安委員会室
会議出席者	公安委員	甲斐委員長 野口委員 小野委員 宮尾委員 吉田委員		
	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 定例会議

1 「手話リンク」の導入について(生活安全部)

警察本部から、交番等勤務員不在時に交番に來所した聴覚障害者等と警察署との連絡手段の確保を目的とした「手話リンク」(民間の手話通訳オペレーターサービス)の導入について報告が行われた。

公安委員から「不自由を感じる人たちにこのようなサービスが拡大していくのは良いこと。ポイントは、周知をいかに図っていくかだと思ふ。」「社会的弱者の立場の方が警察にすぐアクセスできる体制が出来たということは評価すべき。ぜひ、多くの方に知ってもらえるよう、広報活動に努めていただきたい。」等の発言があり、警察本部から「熊本県ろう者福祉協会、聴覚障害者情報提供センター等関係団体へのチラシ交付、自治体広報誌への記事掲載、県警察ホームページへの掲載、マスコミ広報等により浸透を図っていきたい。」との説明があった。

2 自転車に関する道路交通法の一部改正後の現状と交通反則通告制度導入に向けた取組等について(交通部)

警察本部から、令和6年11月1日に施行された改正道路交通法の1年後の状況及び令和8年4月1日に控えた自転車に対する交通反則通告制度の導入に向けた取組等について報告が行われた。

公安委員から「自転車指導啓発重点地区・路線を指定して指導警告活動を行うとのことだが、その具体的な場所はどの辺りか。」との質疑があり、警察本部から「熊本中央警察署を例に挙げると、子飼交差点周辺と、熊本学園大通りの2か所、熊本南警察署であれば、南熊本3丁目のほか、熊本駅周辺や西熊本駅周辺というように、警察署ごとに決めており、県警察のホームページで公開している。」旨の説明があった。

また、公安委員会から、「今の若者は、自分が見たい情報しか見ない傾向があり、ホームページやチラシで交通反則通告制度の啓発を行っても、制度を知らないという者が少なくないと思ふ。制度啓発のため、警察から学校に出向いてもらうことはできるのか。」旨の発言があり、警察本部から「依頼があれば出向いて講習を行う。それを契機に交通安全教育を行うこともできる。」旨の説明があった。

第2 報告・決裁等

- 1 苦情(R7. No.25)の調査結果についての決裁(捜査第二課)
- 2 菊池南部地域における交通渋滞対策(令和6年度)の効果検証結果についての報告(交通規制課)
- 3 自転車運転者等に対する行政処分についての報告(運転免許課)
- 4 苦情(R7. No.27)の受理についての決裁(公安委員会事務局)